

社会福祉法人聖友ホーム 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖友ホームの理事、監事、評議員、参与、顧問及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬の支給について定めることを目的とする。

(非常勤役員報酬)

第2条 役員等には、次の勤務実態に応じて支給する。ただし、常勤の職員については支給しない。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する場合
- (2) その他役員等としての業務遂行のため勤務する場合（出張勤務を含む。）
- (3) その他理事長が必要と認めた場合

- 2 役員等の報酬の額は、所得税法による源泉税を控除した受取額を日額10,000円とする。
- 3 特別の事情により前項の規定により難しいときは、その事情を考慮し、増額又は減額することができる。
- 4 役員等が業務上負担した費用はこれを弁償する。ただし、実費弁償とする。

(災害補償)

第3条 (削除)

(支給方法)

第4条 第2条の報酬は、前月末締め当月25日（金融機関の休日に当たる場合はその前日とする。）に、源泉税を控除して支給する。

- 2 第2条の報酬は、本人が指定する金融機関の口座への振込みによって支給する。
- 3 役員等の費用弁償及び旅費等に関する規程に定める費用弁償及び旅費等の支給についても同様とする。

(常勤役員報酬)

第5条 週4日以上勤務する役員を常勤役員とし、以下の役員報酬を支給する。ただし、常勤の職員については支給しない。

- 2 常勤役員報酬
 - (1) 固定報酬として、月額8万円（源泉税込み、以下同じ）とする。
 - (2) 時間比例報酬は、次の計算による。

$$\text{月額40万円} \times \frac{\text{週の勤務時間}}{40\text{時間}}$$

ただし、週の勤務時間は年度前に設定し原則として年度途中で変更しない。

- 3 前項の報酬の支給日、支給方法、その他具体的な支給に関する事項は、職員の給与規程に準じて運用する。ただし、職員に支給される各種手当（通勤手当を除く）、賞与、退職金などは支給しない。
- 4 実費精算に関して、常勤役員には「役員等の費用弁償及び旅費等に関する規程」を適用せず、職員の実費精算方法に準じて運用する。通勤手当に関しては常勤役員にも職員と同様の基準で支給する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。（平成11年3月30日理事会承認）

平成18年 3月22日 理事会承認（平成18年4月1日施行）第2条改正

平成28年12月16日 理事会承認（平成29年1月1日施行）第1条改正
評議員選任・解任委員を加入

平成29年 5月24日 理事会承認

平成29年 6月14日 評議員会承認

令和 2年12月10日 理事会承認

令和 3年 3月 8日 理事会承認

令和 3年 3月19日 評議員会承認

令和 4年 3月 9日 理事会承認

令和 4年 3月22日 評議員会承認